
「市民参加条例」策定に係るワークショップ

～条例案検討に向けた意見のまとめ～

～市民参加条例の策定に際して大切に考える～

※市民参加条例の策定に向けたワークショップ参加者の想いを記載してはどうか。

次に記載する内容を踏まえ、参加者に文案を作成していただいてはどうか。

(Aグループ)

- ・市民が幸せになる条例案をつくっていく。
- ・条例に魂を入れる。
- ・市民と行政職員が対等につき合い、一緒に考えていく。
- ・市民参加条例は憲法に規定された国民の自治の取り決めを実施するための条例であることを意識する。
- ・条例策定過程での市民との接点を増やす。

(Bグループ)

- ・「市民の喜び＝行政の喜び」が基本である。
- ・民意の無視や形式的な参加に留まらない、市民主導の「市民参加」のあり方が求められる（参加のはしご）。
- ・行政と市民が本音で意見を出し合える関係づくりが重要であり、そのためには両者の歩み寄りのための工夫が必要である。
- ・市職員が本音で話せない状況を改善する必要がある（行政：庁内における「職員参加」のあり方を考える必要がある／市民：市職員への配慮が必要）。

(Cグループ)

○市民が参加し、意見を出し、議論して政策形成を行うこと

- ・「基本方針」では、これまで市のシステムとして用意されているパブコメや意見交換会等について、市民の参加を拡充する、また市民が参加しやすいようにすることが中心でした。
- ・しかし、現在求められている市民参加は「市民が主権者として参加」することですから、その前提としての情報共有の充実・改善はもとより、条例・政策の策定、改廃、運用・実施、評価の過程に参加すること（市民が参加し、意見を出し、議論して政策形成を行うこと）を「市民参加」の重要な内容とすべき。また、それを市民の権利として保障することをこの条例の理念として明示する必要があります。
- ・それは、これまでの例（市民活動推進条例、自治基本条例、新しい地域コミュニティ制度の立案）が行政中心で、あるいは市民参加を得ながらも最終的には行政主導で最終のまとめが行われ、参加した市民に大きな不満を残し、実情に合わない制度設計がなされたことへの反省からの意見です。

○市民参加／行政参加

- ・「市民参加」という言い方は、行政側から見たもので、行政が主体的に行なっている運営に市民を参加させる、そのためのシステムを条例で定めていこうというように感じる。しかし、市民から見たら、本来自分たちがやるべき事に主体的に参加するために行政がどのような考え方、対応、システム等を守ってくれるかになる（行政総務課の職員曰く、それは『行政参加』）。
- ・市民が主体で地方自治体の運営が行われるのは当たり前の事。主役であった市民が脇役になってしまった現状を変えていき、どのように市民が関わっていくかで市民主体の行政が行われるのか、最も自治基本条例の中で重要なテーマ

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| 1. 基本的項目 | 1 |
| 1-1 目的 | 1 |
| 1-2 定義 | 3 |
| 1-3 基本原則 | 5 |
| 1-4 行政・首長の責務 | 7 |
| 1-5 市民の権利と責務 | 9 |
| 2. 市民参加の方法・仕組み | 11 |
| 2-1 基本的考え方 | 11 |
| (1) 市民参加の対象 | 11 |
| (2) 市民参加の時期 | 13 |
| (3) 市民参加の方法 | 15 |
| (4) 意見の取り扱い | 17 |
| (5) 情報提供の方法 | 19 |
| 2-2 個別手法 | 21 |
| (1) アンケート方式 | 21 |
| (2) ヒアリング方式 | 23 |
| (3) モニター方式 | 25 |
| (4) パブリックコメント | 27 |
| (5) 作文・イラスト等 | 29 |
| (6) シンポジウム、フォーラム | 31 |
| (7) 公聴会、説明会 | 33 |
| (8) 審議会、策定委員会 | 35 |
| (9) ワークショップ方式 | 37 |
| (10) その他 | 39 |
| 3. 市民参加推進の仕組みや体制、条例の見直しに際して | 45 |

1. 基本的項目

1-1 目的

(共通する意見・考え方)

(共通する課題認識)

・

(異なる考え方)

・

(市民参加条例に係る他の自治体の条文例)

●静岡市市民参画の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、静岡市自治基本条例（平成17年静岡市条例第1号。以下「自治基本条例」という。）の目的及び理念に基づき、市民が市政に参画するための基本的な事項を定めることにより市民参画を推進し、もって市民自治によるまちづくりに寄与することを目的とする。

●多治見市市民参加条例

(目的)

第1条 この条例は、市民参加の推進に関する理念及び原則並びにこれらに基づく市民参加の手續に関し必要な事項を定めることにより、市民が市政に参加する機会を保障し、もって市民自治の確立に資することを目的とする。

●宮古市参画推進条例

(趣旨)

第1条 この条例は、宮古市自治基本条例（平成19年宮古市条例第21号。以下「自治基本条例」という。）第14条第4項の規定に基づき、参画に関する手續その他必要な事項について定めるものとする。

(ワークショップでの意見)

| グループ名 | 基本的な考え方、課題認識など | アイデア、提案など |
|-------|----------------|-----------|
| Aグループ | ✓ | ✓ |
| Bグループ | ✓ | ✓ |
| Cグループ | ✓ | ✓ |

1-2 定義

(共通する意見・考え方)

(共通する課題認識)

.

(異なる考え方)

.

(市民参加条例に係る他の自治体の条文例)

●静岡市市民参画の推進に関する条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (2) まちづくり 心豊かに、かつ、快適に暮らせる生活環境及び安心して活動することのできる安全な地域社会を創るために行う公共的な活動をいう。
- (3) 市民参画 市政に関する施策（以下「施策」という。）に市民の意見等を反映するため、施策の立案、実施及び評価の一連の過程において、市民が主体的に様々な形でかかわることをいう。
- (4) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

●奥州市市民参画条例

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、自治基本条例において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民参画 市民が自らの意見を市の政策に反映させるため、その立案、実施及び評価に至る過程において、主体的に参加することをいう。
- (2) 意見公募手続 市が政策形成等に当たり、その案その他必要な事項を公表して広く市民の意見を求め、その意見の概要及びそれに対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (3) 市民説明会等 市が政策形成等に当たり、市民に政策決定の前に考えを説明したうえで、市民の意見等を聴取し、又は討議することをいう。
- (4) 意向調査 市が政策形成等に当たり、広く市民の意識を把握するために、調査項目を設定して一定期間内に市民から回答を求めることをいう。

(ワークショップでの意見)

| グループ名 | 基本的な考え方、課題認識など | アイデア、提案など |
|--------------|---|-----------|
| <p>全体討議</p> | <p>✓「市民参加とは何か」という論議がはっきりしていない。</p> <p>✓市民参加の定義を議論すべき。</p> <p>✓ワークショップ参加者が想定している「市民参加」の定義がそれぞればらばらである</p> <p>✓「市民参加」ではなく、「行政参加」とすればよいのではないか</p> <p>✓「市政の定義」を明確にしたい</p> | <p>✓</p> |
| <p>Aグループ</p> | <p>✓</p> | <p>✓</p> |
| <p>Bグループ</p> | <p>✓</p> | <p>✓</p> |
| <p>Cグループ</p> | <p>✓</p> | <p>✓</p> |

1-3 基本原則

(共通する意見・考え方)

- 市民が主権者であり、市民主体で自治を行うこと、市民主導の「市民参加」実現を図ることを基本に市民参加の仕組みを構築する。
- 市民参加は、市民と市の信頼関係を基本に行う。

(共通する課題認識)

- ・市民が主権者であり、市民主体で自治を行うこと、市民主導の「市民参加」実現を図ることが基本
- ・主権者である市民の意見を尊重し、市政に反映することが必要
- ・市民と行政が信頼しあえる環境づくり、本音で意見を出し合える関係づくりが重要

(異なる考え方)

・

(市民参加条例に係る他の自治体の条文例)

●静岡市市民参画の推進に関する条例

(市民参画の基本理念)

第3条 市民参画は、市民がその豊かな社会経験、知識及び創造的な活動を通じて、市政に参画し、市民と市が協働して、自立した地域社会の実現を目指すことを基本理念として行われるものとする。

(市民参画の基本原則)

第4条 市民参画は、すべての市民にその機会を保障することにより、行われるべきものとする。

2 市民参画は、市民と市が情報を共有して行われるべきものとする。

3 市民参画は、市民と市がそれぞれのもつ特性を生かし、市民と市が対等の立場でお互いの役割を理解しながら行われるべきものとする。

4 市民参画は、その継続的な発展のために、創意工夫をもって行われるべきものとする。

5 市民参画は、市民と市又は市民同士の対話を通じた相互の連携及び協力により築かれた良好な信頼関係を基本として行われるべきものとする。

●大和市市民参加推進条例

(基本原則)

第3条 市民参加は、市民と執行機関が情報を共有すること、市民が意見を述べ、又は提案する機会が確保されること及び市民が述べた意見等に対する検討の結果が明らかにされることにより行うものとする。

2 市民参加は、市民と執行機関がお互いの立場を理解し、尊重して行うものとする。

3 市民参加は、政策形成等のできるだけ早い時期から行うものとする。

●多治見市市民参加条例

(基本理念)

第3条 市民は、市政の主権者であり、市政に参加する権利を有することにかんがみ、市民参加は、多くの市民の参加機会を保障することを旨として行われなければならない。

●宮古市参画推進条例

(基本原則)

第3条 参画は、市民の自主性が尊重されるとともに、すべての市民が参加し、関わるができるものとする。

2 参画は、市民、市議会及び市の執行機関が市政に関する情報を共有することにより行うものとする。

3 参画は、市民、市議会及び市の執行機関がまちづくりのパートナーとして、相互の役割と責任を理解し、尊重して行うものとする。

(ワークショップでの意見)

| グループ名 | 基本的な考え方、課題認識など | アイデア、提案など |
|--------------------|--|-----------------------------------|
| <p><u>全体討議</u></p> | <p>✓<u>情報共有の大切さを明記すべきである</u></p> | <p>✓</p> |
| <p>Aグループ</p> | <p>✓新しい公共</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新しい公共」を意識して、市政に参加するだけでなく参画する意識を持ってほしい。 ・条例の中に新しい公共を取り入れることで茅ヶ崎らしさを出したい。 <p>✓市民参加に対応できる行政の体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員によって市民参加に対する考え方が異なる。 ・全庁的な考え方の統一が必要。 ・「主権者」の「ご意見」であることを意識したきちんとした扱いが必要 ・行政職員と市民が正面から向き合って議論できるような参加の場づくりが必要 ・行政と市民が信頼しあえる状況づくりが必要 ・行政が市民参加を勉強する機会が必要 <p>✓市民参加のきっかけづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民意見が活かされていることを広報等で伝えることが必要。 ・より多くの市民に参加してもらうために市民参加の勉強会を開くことが必要。 <p>✓弱者支援・セーフティネット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新しい公共」からこぼれてしまうような弱者支援を考慮した市民参加を行うべきである。 <p>✓災害時・非常時への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時行政と災害時の市民参加は異なり、災害時のための市民参加も考慮すべきである。(例：ボランティア等の派遣・受け入れなど) | <p>・市民サイドに立つ担当課の設置 (例：市民の味方課)</p> |
| <p>Bグループ</p> | <p>✓市民と行政の関係づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政と市民が本音で意見を出し合える関係づくりが重要であり、そのためには両者の歩み寄りのための工夫が必要である ・市職員が本音で話せない状況を改善する必要がある (行政：庁内における「職員参加」のあり方を考える必要がある／市民：市職員への配慮が必要) ・民意の無視や形式的な参加に留まらない、市民主導の「市民参加」のあり方が求められる (参加のはしご) <p>✓市民参加に関わる課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化、自殺や過労死の増加など、市民の生活環境が厳しい状況の中で、市民参加が充分にできる環境が整っていない <p>✓費用対効果の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加に関する費用対効果 (市民参加でどの程度の経費が削減されたか) を検証することで市民参加への理解を広げられると思う | <p>✓</p> |
| <p>Cグループ</p> | <p>✓市民が主権者、市民主体で自治を行なうことが原則</p> <p>✓市民と行政は対等ではない。市民が主役</p> <p>✓行政の持っている情報を市民と共有し、市民が積極的に関わる仕組みや場を柔軟に広範にその自治体に合ったように独自に作っていく</p> | <p>✓</p> |

1-4 行政・首長の責務

(共通する意見・考え方)

- 市は、政策等の決定前のできるだけ早い時期から市民参加を実施する。
- 市は、市民意見の反映方法や、市民意見の反映結果と理由を明らかにする。
- 市は、市政に関する適切な情報提供を行う。
- 市は、市民と行政が議論しやすい機会と場を確保する。

(共通する課題認識)

- ・政策の企画・構想段階からの効果的な市民参加実施に関する検討が必要
- ・市民意見の反映を担保すること、意見に対する回答やフォローが必要
- ・市民が相談しやすい雰囲気づくり、情報提供などにより、市民と行政が十分議論できる機会と場が必要

(異なる考え方)

・

(市民参加条例に係る他の自治体の条例例)

●静岡市市民参画の推進に関する条例

(市の責務)

第6条 市は、市政運営に当たっては、市民参画の推進を図る視点に立ち、これを行わなければならない。

2 市は、市民に対し市政に関する情報を積極的かつ分かりやすい形で提供しなければならない。

3 市は、市政について、市民に対し適切かつ誠実に説明責任を果たさなければならない。

4 市は、市民に対し市民参画の機会を積極的に提供するよう努めなければならない。

5 市は、幅広い市民の意見等を的確に把握し、市政に反映させるよう努めなければならない。

6 市は、市民参画に対する市民意識を醸成し、及び市民活動の促進に努めなければならない。

●大和市市民参加推進条例

(執行機関の責務)

第5条 執行機関は、市民に積極的に情報を提供し、市民参加の推進に努めなければならない。

2 執行機関は、市民が参加しやすい市民参加の機会を積極的かつ公平に提供しなければならない。

3 執行機関は、市民参加の手続により述べられた意見等を十分考慮し、その反映に努めなければならない。

4 執行機関は、市民参加の手続により述べられた意見等に対する検討の結果について、わかりやすく説明しなければならない。

5 執行機関は、市民が年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず市民参加の機会を得ることができるよう努めなければならない。

(ワークショップでの意見)

| グループ名 | 基本的な考え方、課題認識など | アイデア、提案など |
|-------|--|-----------|
| Aグループ | ✓ | ✓ |
| Bグループ | <p>✓行政に求められるスタンス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市民の喜び＝行政の喜び」が基本である ・市民が相談しやすい雰囲気づくりなど、市民参加の敷居を低くするような姿勢・取り組みが必要である ・市民に意見を求める場合は、十分な情報及び学びの機会の提供が重要であり、また、出された意見に対する回答やフォローが必要である ・全ての手法に関して、設問設計や聞き方といった手法の企画段階において、いかに市民目線で職員がつけることができるかどうかが重要である | ✓ |
| Cグループ | <p>✓今回の市民参加条例において市が当初想定した内容とスケジュールでは、参加した市民の納得が得られず、検討方法・内容を大きく変えざるを得なくなっている。これを十分考えるべき</p> <ol style="list-style-type: none"> ①政策の構想段階を含め早い段階で市民にその情報を開示し市民意見を聴取する。(自治基本条例・新しい地域コミュニティ制度・市民参加条例の策定を検討している等の情報) ②政策検討の具体的なプロセス・スケジュールを、新しい市民参加の条件を満足させることができるよう、時間の余裕を持って設定すること ③行政中心にまとめた政策案について意見を求めるだけでなく、政策検討の段階から市民の参加を求めること ④行政職員と市民が参加した検討組織づくり、また検討組織への市民参加を充実させること ⑤関係者の議論で新しい政策内容や案をまとめる ⑥学識経験者や講師、検討会議のファシリテータなども、どのような人や業者を選ぶかについて、市民参加(市民意見の尊重)を進める <p>✓市政運営に市民の声を直接反映させる機会の保障</p> <p>✓計画等の策定期間が決まっている中で、事前によくプロセスを検討する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は市民参加の大切さを認識し、どのように業務に取り込むのかを考えていく ・市民の関わり方を最初に検討する必要がある ・市民から参加しても無駄と思われないことがまず大事。そのための工夫が必要 ・市民と行政が議論をつくせる手法、場の検討が必要 ・計画等の策定期間に余裕をもつ(計画変更できる余裕を) <p>✓行政は、市民意見をきちんと反映することを担保する</p> <p>✓計画等の進ちょく管理・評価段階での市民参加が弱い</p> <p>✓市民の意見がどう反映されたかわからない</p> | ✓ |

1-5 市民の権利と責務

(共通する意見・考え方)

(共通する課題認識)

.

(異なる考え方)

.

(市民参加条例に係る他の自治体の条文例)

●静岡市市民参画の推進に関する条例

(市民の責務)

第5条 市民は、まちづくりの主体として、市政に対する関心を持ち、積極的に市民参画をするよう努めなければならない。

2 市民は、自らの発言と行動に責任を持ち、総合的な視点に立って市民参画をしなければならない。

3 市民は、市民活動に関する理解を深め、市民参画を通じて、地域社会の課題の解決に主体的に取り組むよう努めなければならない。

●大和市民参加推進条例

(市民の責務)

第4条 市民は、自らの発言と行動に責任を持って市民参加を行わなければならない。

2 市民は、市民相互の自由な発言を尊重しなければならない。

●宮古市参画推進条例

(市民の役割)

第4条 市民は、まちづくりの主体として、自らの発言と行動に責任を持って参画を行うよう努めるものとする。

2 市民は、市全体の利益を考慮して参画を行うよう努めるものとする。

(ワークショップでの意見)

| グループ名 | 基本的な考え方、課題認識など | アイデア、提案など |
|--------------------|--|-----------|
| <p><u>全体討議</u></p> | <p><u>✓自治基本条例の第5条では、「市民は、市政に参加する権利を有する。」と規定されており、また、「市政」は第3条において、「市が行う活動の全体をいう。」と定義されている。その考え方を踏まえていいのではないか。</u></p> | <p>✓</p> |
| <p>Aグループ</p> | <p>✓</p> | <p>✓</p> |
| <p>Bグループ</p> | <p>✓<市民に求められるスタンス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市職員への配慮が求められる ・十分な情報を得た上での意見が求められる (学びの姿勢が必要) | <p>✓</p> |
| <p>Cグループ</p> | <p>✓市民参加にかかる権利侵害に対する救済措置</p> | <p>✓</p> |

2. 市民参加の方法・仕組み

2-1 基本的考え方

(1) 市民参加の対象

(共通する意見・考え方)

○基本的には、市民参加の対象を市政全般とし、限定すべきではない

(共通する課題認識)

- ・ 市の解釈によって市民参加の対象を左右されることが不安

(異なる考え方)

- ・ 必ず実施する市民参加の対象について列挙したい（市の都合により実施できなくなる対象を減らすため）
- 
- ・ 必ず実施する市民参加の対象を列挙したくない（やるべきことを限定することで、今まで実施できていた市民参加ができなくなるかもしれないため）

(市民参加条例に係る他の自治体の条文例)

●宮古市参画推進条例

(参画の対象)

第7条 自治基本条例第14条第3項に規定する重要な計画の策定、変更は、市の基本構想、総合計画その他基本的事項を定める計画の策定又は変更とする。

2 市の執行機関は、前項に規定するもののほか、次の事項について、事前に市民の意見表明その他参画の機会（以下「参画の機会等」という。）を確保しなければならない。

- (1) 市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改正
- (2) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は変更
- (3) 公共の用に供される重要な施設の建設計画の策定又は変更

3 第1項及び前項各号の規定する事項のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、参画の機会等を確保しないことができる。

- (1) 条例の改正又は計画の変更であって、その改正等の内容が軽微であるもの
- (2) 緊急に実施しなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき実施するもの
- (4) 市の執行機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税（新規の目的税は除く。）の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

4 市の執行機関は、前項第2号により参画の機会等を確保しなかった場合においては、速やかにその理由を公表しなければならない。

(ワークショップでの意見)

| グループ名 | 基本的な考え方、課題認識など | アイデア、提案など |
|-------|--|---|
| 全体討議 | <ul style="list-style-type: none"> ✓<u>市民参加の対象は限定しないでほしい</u> ✓<u>参加の対象は、市政に関わるものであれば、原則市民参加の権利がある</u> ✓<u>市民が主権者である。すべての市民の意見を反映させるべきである</u> ✓<u>対象の解釈がまちまちであると市民参加が進まない。全てというのであればどのような記載を行うのか。表現を考える必要がある</u> ✓<u>市民の関わり具合を明確にしたい。どこまで参画できるのか、を話し合うことが大切</u> ✓<u>PDCAのそれぞれ（PLANならどう係わるかなど）段階で分けて考えることが必要ではないか</u> ✓<u>市民参加の対象という項目が必要かどうかを議論したい</u> ✓<u>市民が市民参加の権利を持っている。市民参加の対象などと記載する必要があるのか</u> ✓<u>権利として規定する、責務として規定する、両方を検討する必要がある</u> ✓<u>NPOへの協力・参加が市民参加か、という議論をAグループで行った。新しい公共という考えが広がってきており、検討する必要がある</u> | <ul style="list-style-type: none"> ✓<u>自治基本条例で規定されたものを踏襲してはどうか</u> ✓<u>自治基本条例では市民参加の対象を広く捉えてある。狭める必要はない。対象を列挙しない</u> ✓<u>事務事業すべてに対して市民参加を実施するのは難しい。行政として必ずやるべきものは規定した方がいい</u> ✓<u>市民参加を補償することで時間がかかるもの、不利益を得る人がいる場合には、市民参加が難しい。必ず市民参加をすべきものと緊急時・不利益を被る場合など行政の判断でできる部分を示した方がいい</u> ✓<u>市民参加を行政がしなかったときに、説明責任が発生するというイメージにしてはどうか</u> ✓<u>どのような場面でも市民が参加したいと思えば参加できる体制が必要。よって、対象を決める必要はない</u> ✓<u>「行政・首長の責務」として、市民に関わる重要な政策を決める場合は、市民参加を実施と規定する</u> |
| Aグループ | ✓ | ✓ |
| Bグループ | ✓ | ✓ |
| Cグループ | ✓ | <ul style="list-style-type: none"> ✓<u>基本構想や基本計画など市政の基本的事項を定める計画の策定または変更</u> ✓<u>市政運営上の重要な条例（市民に義務を課しまたは権利を制限する条例）、公の施設の利用方法に関する条例など制定、改廃</u> ✓<u>大規模な市の施設に関する計画等の策定または変更</u> ✓<u>市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入または改廃</u> ✓<u>軽微なもの、緊急を要するもの、金銭の徴収に関するものなど</u> ✓<u>以上のほか、市民参加を行うことが適当と認められる市の政策の立案等</u> ✓<u>議会の市民参加対象事項は、重要な計画に類するもの（議会改革に関する基本的な計画や推進計画等、重要な条例等（定例会、議員定数、委員会、会議等の運営などに関する条例などが想定される）</u> |

(2) 市民参加の時期

(共通する意見・考え方)

○政策の企画、計画段階からの市民参加を位置づける。

(共通する課題認識)

・

(異なる考え方)

・

(市民参加条例に係る他の自治体の条文例)

・ 特になし

(ワークショップでの意見)

| グループ名 | 基本的な考え方、課題認識など | アイデア、提案など |
|-------|----------------|---|
| Aグループ | ✓ | <ul style="list-style-type: none"> ✓スタート時の市民ニーズ把握 ・市民のニーズ把握をスタート時に適切な方法で行うことが必要 ・市民と市役所の人の対面での対話や意見聴取が必要 ・市政モニター等既存の手法はうまくいかない ✓企画・計画段階からの市民参加 ・企画・計画段階からの市民参加を行い、コンサルタントに一任するような計画づくりはしない ✓予算編成への参加 ・予算編成段階からの市民意見反映を行うことが必要 |
| Bグループ | ✓ | ✓ |
| Cグループ | ✓ | <ul style="list-style-type: none"> ✓政策の企画立案等をしようとするとき、および、事業を実施する段階 ✓事前手続きを基本とする ✓複数の市民参加手続を義務付ける ✓実施の周知は広報ちがさきを基本とする |

(3) 市民参加の方法

(共通する意見・考え方)

- 市民参加の場面や目的等に応じた適切な参加の手法を検討し、決定する必要がある。
- 新しい市民参加の考え方、手法を検討する必要がある。

(共通する課題認識)

・

(異なる考え方)

・

(市民参加条例に係る他の自治体の条文例)

●多治見市市民参加条例

(市民参加の方法)

第11条 市民参加の方法は、次のとおりとする。

- (1) パブリック・コメント手続
- (2) 市民との懇談会
- (3) 市民意識調査
- (4) 意見聴取
- (5) 審議会等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

●宮古市参画推進条例

(参画の方法)

第8条 市の執行機関は、自治基本条例第14条第3項に規定する意見表明及び前条第2項に規定する参画の機会等（以下「意見表明」という。）を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより、確保しなければならない。

- (1) 多くの者を対象とし、調査項目を設定して一定期間内に対象者から回答を得ることが必要であると認める場合 アンケート
- (2) 専門的な知識及び経験に基づく審議、個人の知識及び経験に基づく自由な意見交換等が必要であると認める場合 審議会等の審議
- (3) 事案に対する多様な意見を幅広く収集する必要があると認める場合 パブリック・コメント
- (4) 事案の説明等を通して、複数の市民の意見を収集する必要があると認める場合 市民説明会
- (5) 議論、共同作業等を通じて、複数の市民との一定の合意形成を図る必要があると認める場合 ワークショップ

2 市の執行機関は、前条第1項及び第2項各号に掲げる事項（以下「参画事項」という。）について、より多くの意見表明を求める必要がある場合は、前項各号に掲げるもの（以下「アンケート等」という。）を同時に実施することができる。

3 市の執行機関は、アンケート等を実施したときは、不開示情報を除き、速やかにその結果を公表しなければならない。

(ワークショップでの意見)

| グループ名 | 基本的な考え方、課題認識など | アイデア、提案など |
|-------|---|--|
| Aグループ | ✓ | <ul style="list-style-type: none"> ✓参加の手法を提示し、最初から茅ヶ崎市にあった方法を取り入れるべき ✓18条をどのように守るのか行政が示すべき ✓市民に寄り添う形で市民集会を行っていききたい ✓新しい手法について茅ヶ崎らしいやり方が必要である |
| Bグループ | <ul style="list-style-type: none"> ✓どの手法についても、設問のつくり方やどのような聞き方をするか等、企画の段階から市民が関わる方がよいが、市民の関わりにも限界がある ✓高齢化、自殺や過労死の増加など、市民の生活環境が厳しい状況の中で、市民参加が充分にできる環境が整っていない | <ul style="list-style-type: none"> ✓市民参加の場面や目的等に応じた、適切な参加の手法を検討し、決定する必要がある |
| Cグループ | ✓ | <ul style="list-style-type: none"> ✓制度の市民周知、市民参加の成果を市民が身近に実感できるような参加事例を工夫しながら、運用側の習熟と市民の参加を積み重ねながら市民自治のまちづくりが実感できることをめざす ✓市民がアクションを起こしたい時、いつでも市民参加ができる仕組みづくりが必要ではないか。新しい参加の考え方を議論する必要がある <ol style="list-style-type: none"> ①市民参加手続 <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加手続設定にあたって行政の裁量を排除する ・市民参加手続の改善提案制度の導入 ②政策形成手続 <ul style="list-style-type: none"> ・審議会等、公聴会、意見交換会（フォーラム、ワークショップ、シンポジウムなどを含む）、説明会など、主として対面式による意見交換会や合意形成、意見調整などの機能をもつもののほか、これらに類する手法も候補として想定する ③市民意見提出手続 <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加手続と行政手続の両方で共通するものとして、意見提出手続の対象事項のうち、重要な条例の制定等については市民参加条例が、また、規則制定、審査基準設定等については行政手続条例がそれぞれ規律するものとする ④参加手法の組み合わせベストマッチングシステム <ul style="list-style-type: none"> ・「政策形成手続」と「市民参加意見提出手続」との両方を必ず実施することを義務付ける <ul style="list-style-type: none"> ア 市民の市政運営に参加する権利の保障 イ 市民参加の実質化の観点（幅広い市民の意見をバランスよく反映する） ・また、市政運営上の基本的な事項に関わる政策については、複数の政策形成手続の実施を義務付け、大きな市民参加の実施を意図する ⑤市民政策提案制度 <ul style="list-style-type: none"> ・市政への市民の参加の仕組みとして設ける①市民から市に対して政策の提案をする制度と、②市から市民に対して具体的な政策案を募集する制度の2本だて <ul style="list-style-type: none"> ア 市民からの政策提案制度 <ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上の市民10人以上の連署により具体的な政策の提案ができる。これらの条件を満たした提案は、一定の手続きに基づく検討後、3ヶ月以内にその結果を公表する。 ・市が市民政策提案を採用しなかったとき、提案者は『市民参加推進会議』に異議申し立てができる（我孫子市） イ 常設型住民投票制度 <ul style="list-style-type: none"> ・広く市民の意思を聞くことを保証する ウ 市からの政策提案制度 <ul style="list-style-type: none"> ・市が市民から募集する政策提案は、内容によってそのつど提案者や人数要件などの提案条件を定めて行うこととなる |

(4) 意見の取り扱い

(共通する意見・考え方)

- 市民意見の反映方法の明確化が必要であり、事前に明示すべきである。
- 市民意見の反映結果の開示により、市民の理解を得ることに努めることを担保すべきである。

(共通する課題認識)

- ・市民意見がどのように反映されたか分からない

(異なる考え方)

・

(市民参加条例に係る他の自治体の条文例)

●静岡市市民参画の推進に関する条例

(提出された意見等の取扱い)

第9条 実施機関は、提出された市民の意見を十分に検討し、施策に反映できるものについては、積極的に反映できるよう努めるものとする。

2 実施機関は、前項の規定による市民の意見等の検討を行ったときは、市民の意見等の概要及びそれに対する実施機関の考え方を公表するものとする。ただし、これらの内容に静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第4号）第7条に規定する非公開情報を含む場合は、この限りでない。

(ワークショップでの意見)

| グループ名 | 基本的な考え方、課題認識など | アイデア、提案など |
|-------|---|--|
| Aグループ | ✓ | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 既存市民参加手法の市民意見の反映方法を明確化させることで、市民参加の形骸化を防ぎたい（例：パブコメの意見採用基準を作る）。 ✓ 事前に市民参加の結果の反映方法を明示すべき。 ✓ 市民参加をガス抜きにしないための市民意見反映結果の明示が必要。 |
| Bグループ | ✓ | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 市民意見の十分な反映や反映方法の開示により、市民の理解を得るよう努めることを担保することが重要（諏訪市の行政手続条例には規定がある） |
| Cグループ | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 市民の意見がどう反映されたか分からない | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 行政は、市民意見をきちんと反映することを担保する |

(5) 情報提供の方法

(共通する意見・考え方)

○市民目線で分かりやすい情報提供を行うことが必要

(共通する課題認識)

- ・既存の方法では、市民が本当に知りたい情報が説明されていない

(異なる考え方)

・

(市民参加条例に係る他の自治体の条文例)

●大和市民参加推進条例

(執行機関の責務)

第5条 執行機関は、市民に積極的に情報を提供し、市民参加の推進に努めなければならない。

2 執行機関は、市民が参加しやすい市民参加の機会を積極的かつ公平に提供しなければならない。

3 執行機関は、市民参加の手続により述べられた意見等を十分考慮し、その反映に努めなければならない。

4 執行機関は、市民参加の手続により述べられた意見等に対する検討の結果について、わかりやすく説明しなければならない。

5 執行機関は、市民が年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず市民参加の機会を得ることができるよう努めなければならない。

●宮古市参画推進条例

(市の執行機関の役割)

第6条 市の執行機関は、市民に対し、参画の機会を設けるとともに、説明責任を果たさなければならない。

2 市の執行機関は、市民と情報を共有するため、市政に関する情報を、公平、的確かつ迅速に提供しなければならない。

(ワークショップでの意見)

| グループ名 | 基本的な考え方、課題認識など | アイデア、提案など |
|-------|--|--|
| Aグループ | <ul style="list-style-type: none"> ✓既存の方法では情報公開・収集ができておらず、アンケートの取り方等にも問題がある | <ul style="list-style-type: none"> ✓情報を伝えることも行政の業務である ✓選択できる情報を提供することが必要 ✓より市民目線の情報提供を行うことが必要 (例：広報紙を市民と協働して作り上げる。) ✓市民への素早い情報伝達方法の構築が必要 |
| Bグループ | <ul style="list-style-type: none"> ✓ | <ul style="list-style-type: none"> ✓市民に意見を求める場合は、十分な情報及び学びの機会の提供が重要であり、また、出された意見に対する回答やフォローが必要である |
| Cグループ | <ul style="list-style-type: none"> ✓今までは、行政にとって都合の良い形、内容で情報を市民に提供。市民が本当に知りたい情報が説明されていない ✓行政のもっている情報は、もともと市民の情報である ✓情報をどの段階で出すか。庁内における新しい取り組みについて、その企画段階、構想段階（未成熟段階）の情報を市民に出せないことは、本当に妥当な判断か ✓計画等の進ちょく管理・評価段階、また事業計画段階において、市民の本当に知りたい情報と行政からの情報に格差がある ✓庁内で活用している評価のためのシートは良いとして、記載する内容に不足があるのでは？ 内容、評価、実施したこと、課題の記載があいまい ✓職員の責務として、自治基本条例の第11条～15条を職員がもっと認識するべき | <ul style="list-style-type: none"> ✓市民に対するわかりやすい情報提供を十分に実施 ✓新しい取り組みなど、行政が考えていることを市民に提供・情報共有し、それに基づいて市民が意見を出せる場が必要 ✓関係各課で意見の相違がある場合、方針の違いを併せて市民に情報を提供してはどうか ✓どのような理由で、計画に位置づけられた施策が進行していないのか、情報開示し、市民と共有してはどうか。できていない事情が納得できれば、市民も協力できる ✓議会側もきちんとした情報開示をしていく |

2-2 個別手法

(1) アンケート方式

(共通する意見・考え方)

- アンケートの企画段階から市民が参画する仕組みが必要である。
- アンケートの目的や背景について、市民に十分理解された上で実施することが重要であり、そのための工夫が必要である（よりテーマを絞ったアンケートの実施、設問の意図・背景、現状の課題等の明示など）。

(共通する課題認識)

- ・聞くだけで終わってしまうことが多い
- ・アンケートの目的や活用方法が明確でないままに実施される
- ・結果を行政の都合に合わせて利用される傾向がある

(異なる考え方)

・

(市民参加条例に係る他の自治体の条文例)

●大和市市民参加推進条例

(意向調査の実施等)

第13条 執行機関は、意向調査を実施するに当たっては、その目的を明らかにし、回答に必要な情報を併せて提供しなければならない。

2 執行機関は、意向調査を実施したときは、その結果を非公開情報を除き、速やかに公表しなければならない。

●奥州市市民参画条例

(意向調査の実施)

第9条 市は、意向調査を実施するに当たっては、その目的を明らかにし、回答に必要な情報を併せて提供するものとする。

2 市は、意向調査を実施したときは、非開示情報を除き、その結果を速やかに公表するものとする。

(ワークショップでの意見)

| グループ名 | 基本的な考え方、課題認識など | アイデア、提案など |
|-------|--|---|
| Aグループ | ✓ | ✓ |
| Bグループ | <ul style="list-style-type: none"> ✓相対的な意向把握はできるが、個別テーマの掘り下げや細かい意見の集約は難しい ✓聞くだけで終わってしまうことが多い ✓自由記述の意見の取り扱いが難しい ✓アンケート調査の成果は、市職員の取り組み姿勢によるところも大きい | <ul style="list-style-type: none"> ✓もっとテーマを限定してアンケートを行ってはどうか ✓よりの確に市民ニーズを把握する観点から、アンケートの内容検討に市民参加を組み込んではどうか |
| Cグループ | <ul style="list-style-type: none"> ✓潜在化している市民の声をどのように顕在化するか ✓現状の課題が市民と共有されていない ✓アンケートの目的、活かし方が明確でないまま実施される ✓郵送で行う場合は回収率が低くなる傾向がある ✓単なる意識調査にしかなく、行政に都合のよい言い訳に使われる例) 茅ヶ崎市の「市の木」(アカシア)に賛成、反対と質問項目があるが、特定外来生物であること、「アカシア」に決めた経緯など、説明が不足している。アカシアで「現状のままでもいい」が多く、「市の木」変更の根拠にならなかった ✓作想的に質問票が作成され集計される | <ul style="list-style-type: none"> ✓市民がアンケート作成のメンバーとして参画するシステムが必要 ✓自由意見欄をきちんと分析 ✓市民参加で課題提案し、その上でアンケート実施 ✓質問の意図、背景、現状などアンケートに入れる |

(2) ヒアリング方式

(共通する意見・考え方)

○公平性の観点から、企画段階から市民が関わり、課題設定や設問設計、ヒアリング先を選定する。

(共通する課題認識)

・行政はヒアリング先を恣意的に選定できるとともに、聞き方によっては誘導される恐れがある

(異なる考え方)

・

(市民参加条例に係る他の自治体の条文例)

●静岡市市民参画の推進に関する条例

(市民意向の把握)

第14条 実施機関は、市民参画手続及び前条の規定による市民からの意見等の把握によるもののほか、市政に関する市民の意識調査、市民との対話による意見交換等の機会の確保等の効果的かつ適切な方法により、市政に関する市民の意向を積極的に把握し、これを市政に反映するよう努めるものとする。

●多治見市市民参加条例

(意見聴取)

第15条 市長は、市政全般に関する提言、意見等を聴取する方策を講じなければならない。

(ワークショップでの意見)

| グループ名 | 基本的な考え方、課題認識など | アイデア、提案など |
|-------|---|--|
| Aグループ | ✓ | ✓市民と市役所の人との対面での対話や意見聴取が必要 |
| Bグループ | ✓聞き方によっては誘導される恐れがある | ✓公平性の観点から、設問設計の段階から市民が関わることができないか |
| Cグループ | <ul style="list-style-type: none"> ✓場所・時間の調整などの確認が必要であり、内容や時間にも制限がある ✓行政はヒアリング先を恣意的に選定できる | <ul style="list-style-type: none"> ✓市民が市民にヒアリングする方式もある ✓市民が参画して、ヒアリング先を選定する ✓市民参加で課題提案し、その上でヒアリングを実施 ✓各種団体や市民と行政との交流を深めるきっかけづくりといった副次的効果を有効に使う |

(3) モニター方式

(共通する意見・考え方)

- 公平性の観点から、企画段階から市民が関わり、課題設定や設問設計を実施する。
- モニターのマンネリ化を防ぐため、無作為で選んだ市民、市内に勤務する市外居住者などをモニターとして活用する。
- モニターを増やし、幅広い層から意見聴取をおこなう。

(共通する課題認識)

- ・手順と方法が不明確であるとともに、出された意見を適切に扱いきれていない面がある

(異なる考え方)

・

(市民参加条例に係る他の自治体の条文例)

●静岡市市民参画の推進に関する条例

(市民意向の把握)

第14条 実施機関は、市民参画手続及び前条の規定による市民からの意見等の把握によるもののほか、市政に関する市民の意識調査、市民との対話による意見交換等の機会の確保等の効果的かつ適切な方法により、市政に関する市民の意向を積極的に把握し、これを市政に反映するよう努めるものとする。

●大和市市民参加推進条例

(市民登録制度)

第20条 市長は、市民参加を推進するため、市政に関心と意欲を持つ市民を公募し、登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録された者に対して、審議会等の委員の公募その他市民参加に関する情報を積極的に提供するものとする。

●多治見市市民参加条例

(意見聴取)

第15条 市長は、市政全般に関する提言、意見等を聴取する方策を講じなければならない。

(ワークショップでの意見)

| グループ名 | 基本的な考え方、課題認識など | アイデア、提案など |
|-------|---|--|
| Aグループ | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 市政モニター等既存の手法はうまくいかない | <ul style="list-style-type: none"> ✓ |
| Bグループ | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 聞き方によっては誘導される恐れがある ✓ 以前、行政側としてモニターを実施し、67名の登録があったが、67名の意見を全市的な意見として扱えるかどうか疑問があり、出された意見を適切に扱いきれていない面がある | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 公平性の観点から、設問設計の段階から市民が関わることができないか ✓ 無作為で選んだ市民に対して継続的に意見聴取を行う仕組みをつくってはどうか ✓ モニターを増やすことで、サイレントマジョリティの数を減らすことにつながる |
| Cグループ | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 手順と方法が不明確 ✓ 意見の反映が見えない ✓ 各課の個別項目をモニターしているため、課題の内容が断片的となり、他の関連した課題との連携がない | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 市民参加で課題提案し、その上でモニターを実施 ✓ モニターのマンネリ化を防ぐ必要がある(市内に勤務する市外居住者などのモニターとしての活用も検討すべき) ✓ 幅広い層の意見を聞くことに留意する ✓ モニターした課題に関する会議への出席も可能にしたらどうか ✓ 行政の関連した課題をしっかりと職員が把握し、情報共有すること |

(4) パブリックコメント

(共通する意見・考え方)

- 実施にあたっては十分な情報提供を行うなど、双方向の情報交換を重視し、行政側の一方的な実施に終わらないように配慮が必要である。
- 市民意見の取り扱いや反映状況について、行政からの細やかな回答が必要である。
- パブリックコメントの実施や意見のとりまとめ段階においても市民が参画できる仕組みが必要である。

(共通する課題認識)

- ・意見が反映されているのか見えない（フォローがない）
- ・パブリックコメントを行うことが目的となっている（アリバイづくり、義務的）
- ・意見の採否基準が不明確
- ・出された意見をどのように受け止めるか工夫に欠ける

(異なる考え方)

(市民参加条例に係る他の自治体の条文例)

●大和市民参加推進条例

(意見公募手続の実施)

第15条 執行機関は、意見公募手続を実施しようとするときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 対象事項の案及び当該案に関する資料
- (2) 対象事項の案を作成した趣旨、目的又は背景
- (3) 意見の提出先、提出方法及び提出期限
- (4) その他執行機関が必要と認める事項

(意見の提出方法等)

第16条 意見公募手続における意見の提出方法は、次のとおりとする。

- (1) 郵便等
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 執行機関が指定する場所への書面の持参
- (5) その他執行機関が必要と認める方法

2 意見の提出期間は、30日以上とする。

3 前項の規定にかかわらず、執行機関は、やむを得ない理由があるときは、30日を下回る提出期間を定めることができる。この場合においては、前条の規定による公表の際その理由を明らかにしなければならない。

4 意見を提出しようとする者は、住所、氏名その他執行機関が必要と認める事項を明らかにしなければならない。

(結果の公表)

第17条 執行機関は、意見公募手続により提出された意見に対する検討を終えたときは、非公開情報を除き、速やかに次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 対象事項の題名
- (2) 対象事項の案の公表の日
- (3) 提出された意見又は提出された意見の概要
- (4) 提出された意見に対する検討の結果及びその理由

(再度の意見公募手続)

第18条 執行機関は、意見公募手続により提出された意見に基づき修正された対象事項の案が、第15条の規定により公表した対象事項の案と大きく異なるものとなったときは、再度意見公募手続を実施するものとする。

(ワークショップでの意見)

| グループ名 | 基本的な考え方、課題認識など | アイデア、提案など |
|-------|--|--|
| Aグループ | <ul style="list-style-type: none"> ✓意見が一方通行 ✓パブコメを出しても自分の意見がほんとうに取り入れられているのかどうかもよくわからない。意見採否の基準が不明 ✓パブコメをやるのが目的になってしまっている。アリバイづくり ✓パブコメから何が課題として見えてくるのかという見方をしない。課題が深掘りできていない ✓協働でつくったものに対しては、意見は少ない ✓パブコメがたくさん出るということは、ある見方をすればそれは非常に市民参加が進んでいるという良い例の一つとして考えられるが、逆にいえばあまりにも市民目線で見るとおかしい提案しか提示されてこないという、良い面、悪い面と両方ある ✓法律上、細かい規定がない。地方公共団体は義務感からパブコメを行っており、それをどうという方法で、どう料理するかという工夫に欠ける ✓募集時の採否基準が不明瞭であり、市民参加ができていなければその基準も役に立たない ✓市と市民に距離が生まれる | <ul style="list-style-type: none"> ✓双方向の情報交換のパブコメへ ✓内容について十分に説明する ✓イギリス) 議員が市民を回って説明し、市民の意見を集める ✓我孫子市) 予算について市民からの意見を集め、修正して事業をつくる ✓石狩市) 市民参加マニュアル担当課が市民サイドに立ち、各課のパブコメ内容を市民の代表としてチェック(公表権) ✓パブコメに代わる形で市民ニーズを把握する手法を事業スタート時に行い、その後にテーマを決めた討論会、協議会などをすべき ✓パブコメにリターンマッチ制度や専門家の関わり等を盛り込みたい |
| Bグループ | <ul style="list-style-type: none"> ✓行政の実施方法が乱暴(膨大な資料を渡されるだけ、その後のフォローもない) ✓一部の人からのコメントしか出てこない傾向がある | <ul style="list-style-type: none"> ✓もう少し気軽に意見が言えるように敷居を低くする必要がある(運用方法の見直しなど) ✓市民が出した意見に対して、それがどのように取り扱われたのか、行政からの細やかな回答が必要である(意見を出すだけではやる気がなくなる) |
| Cグループ | <ul style="list-style-type: none"> ✓新しいパブリックコメントの仕組みが必要 ✓期間が短い。自分の意見がどう扱われたのかがわからない ✓市民生活に及ぼす影響など情報提供が十分でない ✓意見の取り扱い方が重要 ✓市民の声を聞いたアリバイづくりかもしれない。行政は限られた期間にパブコメをこなすのが精一杯で、どうあるべきか考える余裕がないのではないか ✓軽い意見は採用されやすいが基本理念など重い意見は100%採用されない。重い意見を出すのにふさわしくない ✓現状では多くの市民はPCを知らない。独学でも理解は難しい。 | <ul style="list-style-type: none"> ✓セミプロ市民が参画してパブリックコメントに出す案を作成する ✓とりまとめの段階では、市民も主体的に関わることでできる場を設けることが必要 例) 環境基本計画の策定の際はパブリックコメントの回答案を審議 ✓行政では得られない情報/意見の収集 セミプロ市民の意見を積極的に聞く運営が必要。そのために該当分野のNPOに中間案と意見交換などを行う工夫が必要 ✓行政の情報公開/情報共有と市民の行政の意思形成過程への参加 もっと早い段階で市民が政策形成に関われる新制度の創設が求められる ✓市民の政治/行政学習機会の提供 もっと市民に内容を説明する機会を設けて意見を求める ✓審議会としての実施もしやすい仕組みが必要 ✓パブリックコメント制度とは別に、もっと早い段階で、市民が政策形成に関われるようなパブリックコメントに準じた制度の導入が必要 ✓市が手続不要と判断した案件についても市民からの希望に応じて実施できる制度の検討(実施が義務づけられていない施策でも「意見提出を求める申出」があった場合に一定の手続きにより必要と認める場合にパブコメを実施する制度の創設) ✓市が手続不要と判断した案件について、なぜ手続不要としたのか、市民が検証できるシステムが欲しい ✓金銭徴収事項の適用除外の再検討 |

(5) 作文・イラスト等

(共通する意見・考え方)

- 子どもに参加してもらい、まちづくり等に関心を持ってもらうための重要な手段となる。
- そのため、作文・イラスト等を募集する目的、行政の考え方をしっかり市民に知らせる。また、企画段階から市民参加で行なう。
- 提出された作文やイラストを、行政や市民がしっかり受け止め、思いを読み取ることが重要であるとともに、結果をフィードバックする。

(共通する課題認識)

- ・イベントのための手法になっており、意見の集約には向かない

(異なる考え方)

(市民参加条例に係る他の自治体の条文例)

- ・特になし

(ワークショップでの意見)

| グループ名 | 基本的な考え方、課題認識など | アイデア、提案など |
|-------|--|--|
| Aグループ | ✓ | ✓ |
| Bグループ | <ul style="list-style-type: none"> ✓意見の集約には向かないと思う ✓「作文・イラスト、アイデア等」という表現は見直した方が良い | <ul style="list-style-type: none"> ✓小中学生の社会参加へのきっかけづくりとしては重要であり、出された作文やイラストを、大人がしっかり受け止めて読み取ることが重要である ✓子ども達を対象に、まちの将来像を布絵を使って表現してもらった事例があるが、「まちのあり方」を伝える貴重な意見となったことから、やり方によっては十分市民参加になり得ると思う |
| Cグループ | <ul style="list-style-type: none"> ✓イベントのための手法になっている ✓子どもに参加してもらい、まちづくりに関心を持ってもらうことは重要 ✓市民意識を掘り起こす点では、重要な手法だが、その結果が市民にフィードバックされていない | <ul style="list-style-type: none"> ✓目的として市民の思い、行政の考え方などをしっかり市民に知らせる、そのためには市民参加で行なう必要がある ✓フィードバックを行なう ✓決めた経緯を書く、説明の仕方が重要 例：市の鳥 |

(6) シンポジウム、フォーラム

(共通する意見・考え方)

(共通する課題認識)

- ・テーマ設定や講師選定が行政主導となっている
- ・一過性のイベント的なものとなってしまう、取組みの継続につながらない
- ・多くの市民への周知や、共通認識をもつ機会にすることができる

(異なる考え方)

・

(市民参加条例に係る他の自治体の条文例)

・特になし

(ワークショップでの意見)

| グループ名 | 基本的な考え方、課題認識など | アイデア、提案など |
|-------|--|---|
| Aグループ | ✓ | ✓ |
| Bグループ | <ul style="list-style-type: none"> ✓市民参加の入門編（きっかけ）とできる（メリット） ✓多くの市民に周知できる（メリット） ✓テーマ設定や内容の組立てが行政主導となってしまう（デメリット） ✓イベント的なものになってしまい、取り組みの継続につながらない（デメリット） | ✓ |
| Cグループ | <ul style="list-style-type: none"> ✓多くの人の意識を高め、共通認識をもつことができる反面、一過性の知識に終わることもある ✓行政の都合の良いように利用している（講師選定） ✓シンポジウム、フォーラムの開催目的、内容と違う施策計画内容が出てくる ✓パネラー等、発言者の意見が反映されていない | <ul style="list-style-type: none"> ✓市民の賛同を得ていくプロセスが大切 ✓賛成、反対意見をすりあわせるプロセスが大切 ✓市民が講師を選ぶシステムをつくる ✓市単独での開催はせずに、原則としてNPO等と共催する ✓職員が出席し内容を市民と共有してほしい ✓職員が自分の意見を発言してほしい。 ✓市民に周知した内容を施策に反映するべきである |

(7) 公聴会、説明会

(共通する意見・考え方)

○出席者の意見をきちんと反映させる仕組み（担保）が必要

(共通する課題認識)

- ・
- ・
- ・

(異なる考え方)

- ・

(市民参加条例に係る他の自治体の条文例)

●奥州市市民参加条例

(市民説明会等の開催)

第8条 市は、市民説明会等を開催しようとするときは、あらかじめ開催日時、開催場所、議題等を公表するものとする。

2 市は、市民説明会等の開催記録を作成し、非開示情報を除き、速やかに公表するものとする。

●大和市市民参加推進条例

(意見交換会等の開催等)

第14条 執行機関は、意見交換会等を開催しようとするときは、あらかじめ開催日時、開催場所、議題等を公表しなければならない。

2 執行機関は、意見交換会等を開催したときは、開催記録を作成し、非公開情報を除き、速やかに公表しなければならない。

3 執行機関は、意見交換会等で述べられた意見に対する検討を終えたときは、その結果を非公開情報を除き、速やかに公表しなければならない。

(ワークショップでの意見)

| グループ名 | 基本的な考え方、課題認識など | アイデア、提案など |
|-------|---|---|
| Aグループ | ✓ | ✓ |
| Bグループ | ✓説明のみ（一方通行）の場合が多い | ✓説明を受けて、そのことに関してきちんと意見交換ができる場と、出された意見が反映される仕組み必要である |
| Cグループ | ✓多くの人の意識を高め、共通認識をもつことができる反面、一過性の知識に終わることもある | <ul style="list-style-type: none"> ✓出席者の意見を計画策定に反映させる担保が必要 ✓形式的な会議運営にならないように運営側に関連の審議会等も入る仕組みをつくる |

(8) 審議会、策定委員会

(共通する意見・考え方)

- 審議会の目的や役割の明確化とともに、参加者の理解促進と情報共有の観点から、開催前の情報提供と学習の機会を十分にとり、より成熟した審議会となることが求められる。
- 委員選出の方法において、メンバー構成の考え方、メンバー選定の方法（公募など）、市民の割合等、テーマに応じて適切な選定が必要である。
- その分野に精通している、あるいは現場に近く、その審議の結果に影響をうける市民の代表を委員に入れる。

(共通する課題認識)

- ・審議とは名ばかりで、既に決まったことの報告が多く、形骸化している現状に対して、運用方法等を見直す必要がある
- ・策定期限や回数が決まっている中で、十分な検討期間が設けられていないことが多い

(異なる考え方)

・

(市民参加条例に係る他の自治体の条文例)

●多治見市市民参加条例

(審議会等)

第16条 実施機関は、審議会等を開催しようとするときは、実施日時、議題等をあらかじめ公表しなければならない。

2 審議会等の委員の選任に当たっては、原則として公募の委員を加えるとともに、構成員の性別及び年代に配慮する等の措置を講じることにより、市民の多様な意見を取り入れられるよう努めなければならない。

●大和市市民参加推進条例

(委員の公募)

第9条 執行機関は、附属機関の委員の選任に当たっては、法令の規定により委員の構成が定められている場合を除き、原則として公募により選考する市民を含めるものとする。

2 執行機関は、附属機関に類するものの委員の選任に当たっては、原則として委員の総数の3分の1以上の公募により選考する市民を含めるものとする。

3 執行機関は、審議会等の委員を公募するに当たっては、選考基準その他選考の方法をあらかじめ公表しなければならない。

4 執行機関は、審議会等の委員を公募により選考するに当たっては、男女比、年齢構成、委員の在り数及び他の審議会等の委員との兼職状況に配慮し、市民の多様な意見を反映するよう努めるものとする。

5 執行機関は、審議会等の委員を公募により選考したときは、速やかに応募の状況その他の選考の結果を公表しなければならない。

(ワークショップでの意見)

| グループ名 | 基本的な考え方、課題認識など | アイデア、提案など |
|-------|--|--|
| Aグループ | <ul style="list-style-type: none"> ✓ | <ul style="list-style-type: none"> ✓ |
| Bグループ | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 推薦母体がどの審議会も似通っており、母体によってはオーバーワークになっている ✓ 最終的な決定に大きく関与できる ✓ 形骸化している現状に対して、運用方法等を見直す必要がある ✓ 審議会や策定委員会の成果は、担当課の意識の高さに寄るところがある ✓ 策定期限が決まっている中で、十分な検討期間が設けられていないことが多い | <ul style="list-style-type: none"> ✓ ワークショップ方式で自由に参加できるような策定委員会の運営の仕組みを考えられないか ✓ メンバー構成の考え方、メンバー選定の方法（公募など）、市民の割合等、テーマに応じて適切な選定が必要である ✓ 実際に地域で汗を流して取り組んでいる自治会メンバーの意見は重要である ✓ 参加者の参加しやすい時間帯を設定するなどの配慮が必要である ✓ 参加者の理解促進と情報共有の観点から、開催前の情報提供と学習の機会を十分にとり、より成熟した審議会となることが求められる ✓ 会議の公開について検討する必要がある |
| Cグループ | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 市長の諮問により、調査審議して市長に答申するあるいは意見を述べるもので会議自体の決定権限がない ✓ 審議会の権限については、後退ではなく、どこまであるか、権限をしっかりと明記すべきある（要綱） ✓ 審議会が翼賛機関となってしまうことがある。審議会が出した方向性が、行政から見てもふさわしくない方向である場合であっても、これは望ましくない ✓ 審議会の目的の共有や役割の明確化が図られず、あるいは表面的な意見表明で終わってしまうことがある ✓ 審議とは名ばかりで、既に決まったことの報告が多い ✓ 回数が決まっているため緊急課題について審議できない。報告になりがち ✓ 予算の関係から回数が決められて予定された日程で予定された落としどころにもっていかれてしまうのでは審議会の存在意義が問われかねない。これは望ましくない（予算にしばられない会議運営は可能か？） ✓ 情報の共有化ができていない。審議会にも他の課の職員をなかなか呼ぶことができない ✓ 各基本計画と審議会の関係を整理し、各審議会の整理・整合を図る必要がある ✓ 計画等の進ちょく管理・評価段階での市民参加が弱い ✓ 審議会委員の選出に問題がある ✓ 委員の選考に問題があり活性化が図れない場合がある ✓ 公募のあり方、女性の登用、専門的知識などについて、改善が必要 ✓ 公募と言いながら、行政が頼んでやりやすい人を入れている環境審議会の例（通常） ✓ 計画等を共に策定するため、市民委員会を公募で募集する。環境審議会（今回計画策定時） ✓ 学識等の役割が明確でない、時として行政の言いなりにするために存在する人もいる ✓ 学識は市外からの委員が多く、市内の事情を理解していない（一般論的） 例）みどり審議会は 8 人中 4 人が学識。全員が市外在住 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 審議会は、諮問・答申だけでなく、関係する施策について提言や意見書等の提出や専門委員会等の設置、進行政管理・評価にも主体的に関わるべきである ✓ 審議会が必要ならば市民の意見を聞く場を設けるとか、条例等の場合は市民に十分知ってもらうため、意見交換会などを行な事もできるようにする ✓ 各計画や条例の策定に関しては、どのように行政も市民も責任を持って策定に関与するか、システムを構築する必要がある ✓ 審議会では協議された方向性に従って事業を実施できるように各部署と業務のすり合わせを行える仕組みにする ✓ 深い議論のために審議会の目的の共有や役割の明確化を図るため、正式に審議会が発足する前にレクチャー、事例紹介、それをふまえてのブレインストーミングによる意見交換を行いある程度の信頼関係をつくる ✓ 現状の課題などを検討する ✓ 関連する計画等の説明を審議会の中で聞き、審議会としての意見を出し検討してもらう ✓ 課題の解決方法としての施策等を提案する ✓ 審議会の建議機能を積極的に活用できる仕組みづくり ✓ 関連する施策について、環境審議会として、検討し、必要ならば、意見書を市長に提出する ✓ 庁内との整合性を図るため、関係課との意見交換を行なう ✓ 審議会間の連携ができるよう、明記すべきである（要綱） ✓ 関連する審議会での情報の交換ができるようなシステムが必要 ✓ 職員の意識改革が重要である ✓ 必要ならば、審議会で審議し、審議会としてパブリックコメントを出す、個人として出す ✓ パブリックコメントの回答について審議会での意見を出す ✓ 評価は審議会の付属機関として専門委員会を市民参加で設置し行なう ✓ 委員選出の方法においても、学識、業界、地域代表など職名依頼に偏らないものとすべき。よりその分野に精通しているあるいは現場に近くその審議の結果に影響を及ぼす人々の代表を組み入れるべし ✓ 公募の市民の選考には前審議会メンバーが関わる等、市民参加ができるようにする ✓ 委員の選考過程に市民が参加するしくみ。公聴任命コミッション制度を参考にする ✓ 緊急課題に対しては現地で説明するなど、審議委員に対しても丁寧な説明が必要。また自由な発言ができるようにしてほしい ✓ 公募の市民も勉強するためではなく、自分で積極的に市政の内容を知る努力が必要 ✓ 附属機関と附属機関に準ずる機関の位置づけを明確にする ✓ 準ずる機関の運用や報償費のルールづくり |

(9) ワークショップ方式

(共通する意見・考え方)

(共通する課題認識)

- ・
- ・
- ・

(異なる考え方)

- ・

(市民参加条例に係る他の自治体の条文例)

●静岡市市民参画の推進に関する条例

(市民ワークショップの開催)

第7条 実施機関は、市民ワークショップを開催する場合には、幅広い市民の参加が得られるよう、開催日時、開催場所等を選定するものとする。

2 実施機関は、市民ワークショップの開催に当たっては、議題、作業内容及び実施回数の設定並びにファシリテータの選任等を適切に行うことで、参加者の誰もが自由に意見等を述べ、又は議論をすることができる環境を確保し、参加者の意見等の方向性を適切に見いだすよう努めなければならない。

3 前条第4項から第6項までの規定は、市民ワークショップの開催に当たっての公表並びに開催記録の作成及び公表について準用する。

(ワークショップでの意見)

| グループ名 | 基本的な考え方、課題認識など | アイデア、提案など |
|-------|--|--|
| Aグループ | ✓ | ✓ |
| Bグループ | <ul style="list-style-type: none"> ✓グループの議論は深まるが、議論が集約される過程で取り入れられない意見（反対の意見など）が出てくるのが課題だと思う | <ul style="list-style-type: none"> ✓ワークショップとアンケートの組合せなど、手法を複合的に組み合わせることにより全体的な議論ができるのではないか ✓特に見識を持たない人でも気軽に参加できるような雰囲気づくりが必要だと思う |
| Cグループ | <ul style="list-style-type: none"> ✓行政側のスケジュールを優先させない ✓進め方は合意形成が不可欠 ✓中立的な立場でコーディネーターを | <ul style="list-style-type: none"> ✓会議のコーディネーターを設置する場合は十分な知識と経験を有する、茅ヶ崎市での実績を考慮すること ✓進行の工夫や話し合いを仕掛けるテクニックなどの力量が必要 |

(10) その他

①市民討議会

(共通する意見・考え方)

(共通する課題認識)

- ・
- ・
- ・

(異なる考え方)

- ・

(市民参加条例に係る他の自治体の条文例)

- ・ 特になし

(ワークショップでの意見)

| グループ名 | 基本的な考え方、課題認識など | アイデア、提案など |
|-------|---|--|
| Aグループ | <ul style="list-style-type: none"> ✓市民討議会の討議会の参加者抽出方法、取り入れられた手法等が適切でない。 ✓自治会、市民討議会等が意見収集の場として機能していない。 ✓審議会との住み分けがよくわからない。 ✓日本の文化、自治の蓄積等に合わせた方法をとるべき。 ✓謝礼の支払いについて検討の余地がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ |
| Bグループ | <ul style="list-style-type: none"> ✓1日のみの開催では、参加者が一時的な意識の高まりに留まってしまうことが懸念されるため、数日間のプログラムで実施する等の方策が必要である ✓参加者を次の市民参加へつなげるようなフォローや仕組みが必要である ✓参加者への十分な情報提供とその情報を理解する期間が必要である（市民討議会が市政を学ぶ機会にもなる） ✓参加者の年齢層に偏りがある ✓市民討議会を開催して、結果はどうだったのか、どのような意見が出されたのか、報告と検証がなければこの手法に対してきちんと意見を出すことができない ✓行政目線でテーマが設定されるのは問題である（「市役所に求められる機能」というテーマで市民討議会が開催されているが、建て替えが前提となっている） | <ul style="list-style-type: none"> ✓1日のみの開催では、参加者が一時的な意識の高まりに留まってしまうことが懸念されるため、数日間のプログラムで実施する等の方策が必要である ✓参加者のその後の動きが見えないため、モニタリング等により、参加者の意向の変化などを把握することが必要である ✓市民討議会の準備会も市民参加で行う方が良いのではないか ✓市民討議会で出された意見がどのようなプロセスを経て活用されたのか（あるいは不採用となったのか）を誰でも見えるようにすべき（プロセスを明確に） ✓やり方や目的によってはいくつか手法があっても良いと思う（市民の発案によるもの、行政の発案によるもの等） ✓テーマ設定については、決め方、検討の進め方などについて市民と行政のすり合わせが重要である |
| Cグループ | <ul style="list-style-type: none"> ✓ | <ul style="list-style-type: none"> ✓ |

②政策提案制度

(共通する意見・考え方)

○新たな市民参加の仕組みとして、行政に対して政策の提案ができる制度をつくる

(共通する課題認識)

- ・
- ・
- ・

(異なる考え方)

- ・

(市民参加条例に係る他の自治体の条文例)

●大和市市民参加推進条例

(政策提案の提出等)

第19条 市民は、市民10人以上の連署をもって、その代表者から現状の課題、提案の内容、予想される効果等を記載した具体的な政策を執行機関に対して提案することができる。ただし、法令の規定により提案の手続が定められている事項については、当該法令の規定によることとする。

2 執行機関は、前項本文の規定により提案された政策について総合的に検討し、提案の内容並びに検討の結果及びその理由を、非公開情報を除き公表するとともに、当該提案に係る代表者に通知しなければならない。

●宮古市参画推進条例

(政策提案等)

第9条 市民（市内で活動する事業所等の団体は、除く。）は、10人以上の連署をもって、その代表者から、参画事項について、市の執行機関に対して政策を提案することができる。ただし、法令の規定により提案の手続が定められている事項については、この限りでない。

2 市の執行機関は、前項本文の規定により提案された政策について検討し、検討した結果及びその理由を、不開示情報を除き公表するとともに、当該提案を行った代表者に通知しなければならない。

(ワークショップでの意見)

| グループ名 | 基本的な考え方、課題認識など | アイデア、提案など |
|-------|--|---|
| Aグループ | <ul style="list-style-type: none"> ✓市民発意の政策提案が行えるような制度を作る（例：神奈川県大和市・東京都千代田区など） | <ul style="list-style-type: none"> ✓ |
| Bグループ | <ul style="list-style-type: none"> ✓ | <ul style="list-style-type: none"> ✓ |
| Cグループ | <ul style="list-style-type: none"> ✓市政への市民の参加の仕組みとして設ける ✓①市民から市に対して政策の提案をする制度と、②市から市民に対して具体的な政策案を募集する制度の2本だて <ul style="list-style-type: none"> ア) 市民からの政策提案制度 <ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上の市民10人以上の連署により具体的な政策の提案ができる。これらの条件を満たした提案は、一定の手続きに基づく検討後、3ヶ月以内にその結果を公表する。 ・市が市民政策提案を採用しなかったとき、提案者は『市民参加推進会議』に異議申し立てができる（我孫子市） イ) 常設型住民投票制度 <ul style="list-style-type: none"> ・広く市民の意思を聞くことを保証する ウ) 市からの政策提案制度 <ul style="list-style-type: none"> ・市が市民から募集する政策提案は、内容によってそのつど提案者や人数要件などの提案条件を定めて行うこととなる | <ul style="list-style-type: none"> ✓ |

③その他の新たな手法
(共通する意見・考え方)

○議会に対して何らかの形で市民が関わるができるようにする

(共通する課題認識)

- ・
- ・
- ・

(異なる考え方)

- ・

(市民参加条例に係る他の自治体の条文例)

- ・ 特になし

(ワークショップでの意見)

| グループ名 | 基本的な考え方、課題認識など | アイデア、提案など |
|-------|--|--|
| 全体討議 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>茅ヶ崎市らしい市民参加とはどのようなものか。これまでの市民参加を実質的にしていくということによいのではないか</u> ✓ <u>次のような市民参加の手法について議論していく必要がある。</u> <ul style="list-style-type: none"> ○協働 ○住民投票 ○日常的に市民参加ができる仕組み | ✓ |
| Aグループ | <p>(NPOの育成・支援について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ NPOを「新しい公共」に取り込むことが必要である。 ✓ 市民が行うNPOへの支援には、活動への参加と寄付による参加があり、NPOが「新しい公共」を担う場合には、どちらも市民参加と捉えられる。 | <p>(NPOの育成・支援について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ NPO活動への寄付を行うことで市税の控除を受けられる仕組みも考えられる。 ✓ 自治基本条例の改定の際に、NPO支援を盛り込むことが必要。 ✓ NPO支援のためには新たな条例策定が必要。 |
| Bグループ | <p>(議会への参加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 議会が必ずしも市民意見を代表しているとは限らない <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(市民会議)</p> | <p>(議会への参加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 議会に対して何らかの形で市民が関わることができるようにできないか <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(市民会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ もっと公の場で市民意見を発言し、議論できる場が必要ではないか(茅ヶ崎方式) ✓ 市長の付属機関として位置づけられている市町村もある |
| Cグループ | ✓ | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 議会への市民参加 ✓ 施策の評価への参加の仕組みを構築する…予算の公表と提案権、計画・条例等の評価、事業仕分けへの市民参加、行政監査への市民参加等 ✓ 広く市民に最終的な段階で意見を聞く場合…住民投票 ✓ 市民が独自で行なうもの・・・市民主催の説明会や意見交換会、学習会等 ✓ 行政と協働して施策を推進するための市民団体・・・環境市民会議ちがさきエコワーク(環境基本計画に位置付け) |

3. 市民参加推進の仕組みや体制、条例の見直しに際して

(共通する意見・考え方)

(共通する課題認識)

- ・
- ・
- ・

(異なる考え方)

- ・

(市民参加条例に係る他の自治体の条文例)

(ワークショップでの意見)

| グループ名 | 基本的な考え方、課題認識など | アイデア、提案など |
|--------------------|---|---|
| <p><u>全体討議</u></p> | <p><u>✓自治基本条例では、条例の検証は学識経験者による評価しかない。市民の参加の必要性についても議論すべきである</u></p> | <p><u>✓実際に運営上問題が起こったときに、市民と行政が話し合っ改定するという条項を盛り込むとよいのではないか</u></p> |
| <p>Aグループ</p> | <p>✓</p> | <p>✓</p> |
| <p>Bグループ</p> | <p>✓</p> | <p>✓</p> |
| <p>Cグループ</p> | <p>✓</p> | <p>✓</p> |

